

目 次

訓 令	ページ
2 新潟県市町村総合事務組合職員服務規程の一部改正	2

新潟県市町村総合事務組合訓令第2号

事務局
事務所

新潟県市町村総合事務組合職員服務規程(平成16年訓令第4号)の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から実施する。

令和7年9月30日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

改正後	改正前
(育児休業等) 第14条 (略) 2 (略) 3 育児休業規則第13条第1項に規定する <u>部分休業簿</u> は、別記様式第12号によるものとし、 <u>管理者</u> に提出しなければならない。 4 育児休業規則第5条第2項に規定する養育状況変更届は、別記様式第13号によるものとし、育児休業の承認を受けている職員及び育児短時間勤務の承認を受けている職員にあっては所属課長を経由して管理者に、部分休業の承認を受けている職員にあっては <u>管理者</u> に提出しなければならない。	(育児休業等) 第14条 (略) 2 (略) 3 育児休業規則第13条第1項に規定する <u>部分休業承認請求書</u> は、別記様式第12号によるものとし、 <u>所属課長</u> に提出しなければならない。 4 育児休業規則第5条第2項に規定する養育状況変更届は、別記様式第13号によるものとし、育児休業の承認を受けている職員及び育児短時間勤務の承認を受けている職員にあっては所属課長を経由して管理者に、部分休業の承認を受けている職員にあっては <u>所属課長</u> に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第12号を次のように改める。

部分休業簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき育児休業条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁
	月 日				

4 備考					
------	--	--	--	--	--

(注)

- 1 「変更後の内容」欄は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出内容を変更しなければ子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情がある場合に限り、年度途中に変更することができ。
- 2 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等(写しでも可)
- 3 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

年度

※ 整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間					※ 請求者 の確認	承認 の可否	決 裁		備 考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 分	時 分	時 間			事務局次長 の確認	所屬課長 の確認	
1	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
2	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
3	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
4	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
5	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
6	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
7	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
8	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
9	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				
10	月 日 から 月 日 まで		時 分	から	時 分 まで	月 日				

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

年度

※ 整理 番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間												※ 請求者 の確認	決 裁		備 考	
	月 日			時 間						事務局次長 の確認	所属課長 の確認						
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
16	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					
17	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

年度

第2号部分休業の時間数

時間 分

※ 整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間				※ 請求 時間数	※ 残時間数	※ 請求 月 日	※ 請求者 の確認	承認 の可否	決 裁		備 考
	月 日	時 間		月 日						事務局次長 の確認	所属課長 の確認	
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
16	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
17	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
18	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
19	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
20	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
21	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					
22	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分	まで	月 日	時間 分	時間 分	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

別記様式第 21 号中「（第 23 関係）」を「（第 23 条関係）」に改める。